

## 平成七年農林水産省令第十七号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則  
二項並びに第四項及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十  
八号）別表第一第十号、別表第二第九号及び第十号、第三条、第五条第三号並びに第六条第二項並  
びに第三項（同令第六条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六項の規定に基づき、主  
要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則を次のように定める。

### （基本指針）

第一条 農林水産大臣は、少なくとも毎年二回、十一月三十日及び翌年の三月三十一日までに、主  
要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定により定  
めた基本指針を見直し、必要があると認めるときは、同条第六項の規定によりこれを変更する  
ものとする。

### （生産調整方針の認定を受けることができる者の規模）

第二条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の農林  
水産省令で定める規模は、法第五条第一項の認定を受けようとする年の米穀の生産予定数量若し  
くは出荷予定数量又は当該年の前年の米穀の生産数量若しくは出荷数量のいずれか大きい数量が  
二十トン（農林水産大臣が、生産調整の円滑な推進を図るために必要があると認めるときは、  
〇・三トン）であることとする。

### （生産調整方針の認定申請手続）

第三条 法第五条第一項の認定を受けようとする者は、別記様式第一号により作成した生産調整方  
針を地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務所長。第三十三条を除き、以下同じ。）  
に提出しなければならない。

### （生産調整方針の認定基準）

第四条 法第五条第三項第三号（令第四条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令  
で定める基準は、生産調整方針の内容が法令に違反するものでないこととする。

### （米穀安定供給確保支援機構の指定の申請）

第五条 法第八条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申  
請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

### （生産調整方針の認定基準）

第六条 法第五条第三項第三号（令第四条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令  
で定める基準は、生産調整方針の内容が法令に違反するものでないこととする。

### （役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面）

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

### （事務所の所在地）

一 定款及び登記事項証明書

### （前項の申請による指定の申請に関する意思の決定を証する書面）

二 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

### （前項の申請による指定の申請に関する意思の決定を証する書面）

一 定款及び登記事項証明書

### （前項の規定による指定の申請に関する意思の決定を証する書面）

二 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

### （前項の規定による指定の申請に関する意思の決定を証する書面）

一 変更しようとする日

### （業務規程の記載事項）

第七条 法第十一条第一項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

## 一 貸付金の用途

二 保証に係る債務の種類

三 業務に必要な資金の造成に関する事項

四 その他法第九条第一号及び第二号に掲げる業務を実施する上で必要な事項

### （業務規程の認可の基準）

第八条 法第十二条第一項の認可の基準は、法第九条第一号及び第二号に掲げる業務を適正かつ確  
実に実施する上で適当なものであることとする。

### （事業計画等の認可の申請）

第九条 機構は、法第十二条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（法  
第八条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遲  
滞なく）、事業計画書及び収支予算書を農林水産大臣に提出しなければならない。

二 機構は、法第十二条第一項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月  
以内に申請しなければならない。

### （区分経理の方法）

第十条 機構は、法第九条第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「貸付業務」と  
いう。）に係る経理及び同条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「債務保証  
業務」という。）に係る経理についてそれぞれ特別の勘定を設け、貸付業務に係る経理、債務保  
証業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区別して整理しなければならない。

### （第五条第二項第六号に規定する業務に係る経理は、前項のその他の業務に係る経理において整 理するものとする。）

### （米穀価格形成センターの指定の申請）

第十二条 法第十八条第一項の規定による指定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載し  
た申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

### （名称及び住所並びに代表者の氏名）

二 事務所の所在地

一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

### （前項の申請による指定の申請に関する意思の決定を証する書面）

二 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

### （前項の申請による指定の申請に関する意思の決定を証する書面）

二 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

### （前項の規定による指定の申請に関する意思の決定を証する書面）

二 変更後の名称、住所又は事務所の所在地

### （前項の規定による指定の申請に関する意思の決定を証する書面）

二 変更しようとする日

### （変更の理由）

### （業務規程の記載事項）

第十三条 法第二十条第一項の業務規程に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十九条第一号の価格形成施設（以下この条において「価格形成施設」という。）を開設  
する地に関する事項

### （価格形成施設を開設する期日に関する事項）

二 価格形成施設を開設する期日に関する事項

### （変更の理由）

### （業務規程の記載事項）

六	売買取引の制限に関する事項
七	売買取引の数量及び価格等の公表に関する事項
八	売買取引に関する事項を調査審議する委員会（次項第四号において「委員会」という。）の設置及び運営に関する事項
九	前項第八号に掲げる事項にあっては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一	委員の要件に関する事項
二	委員の身分保障に関する事項
三	委員の職務上知り得た秘密の保持に関する事項
四	委員会の意見に関する事項
	（業務規程の認可の基準）
第十四条	法第二十条第一項の認可の基準は、法第十九条第一号に掲げる業務を適正かつ確実に実施する上で適切なものであることとする。
	（公表事項）
第十五条	法第二十三条の農林水産省令で定める事項は、米穀の取引の指標とすべき価格とする。（事業計画等の認可の申請）
第十六条	センターは、法第二十四条第一項前段の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（法第十八条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、事業計画書及び収支予算書を農林水産大臣に提出しなければならない。
二	センターは、法第二十四条第二項の規定により、事業報告書及び収支決算書を提出しようとするときは、毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。（役員の選任及び解任の認可の申請）
第十七条	センターは、法第二十五条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
一	選任又は解任に係る役員の氏名、住所及び略歴
二	選任又は解任の理由
	（米穀の政府買入れ及び政府売渡し）
第十八条	法第二十九条の規定による米穀の買入れ又は売渡しを競争入札により行う場合にあっては、入札に参加することができる者の資格として、法その他の米穀の流通に関する法令の規定に違反する者でないこと、米穀の出荷数量又は販売数量が一定の数量以上であることその他の備蓄の円滑な運営を図る上で必要な要件を定めるものとする。
二	法第二十九条の規定による米穀の買入れ又は売渡しを随意契約により行う場合にあっては、米穀の需給状況を参照し、買入れ又は売渡しの相手方を定めるものとする。
三	前項の規定にかかわらず、法第二十九条の規定による米穀の売渡しを他に委託して行う場合にあっては、米穀の需給状況を参照し、委託を受けた者に売渡しの相手方の選定の基準及び売渡しの方法を指示するものとする。（米穀の買受資格者）
第十九条	法第二十九条の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一	米穀を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行う者
二	米飯の販売の事業を行う者
三	国の機関、地方公共団体その他法第二十九条の規定により政府から買入れた米穀を公共の製造に使用される原材料とする。（納付金の納付の申出）
第二十一条	令第八条第一項の規定による申出をしようとする者は、別記様式第二号による申出書を地方農政局長に提出するものとする。
	（米穀の輸入数量の届出）
第二十二条	法第三十五条の規定による届出をしようとする者は、別記様式第五号による届出書を地方農政局長に提出しなければならない。
二	前項の届出をしようとする者（当該届出に係る米穀を個人用として輸入しようとする者に限る。）は、その者の身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等その者の住所（本邦に住所を有しない者にあっては、国籍及び旅券番号）及び氏名を確かめるに足りる資料を提示し、又はその資料の写しを添付しなければならない。
	（米穀の輸出数量の届出）
第二十三条	法第三十六条の規定による届出をしようとする者は、別記様式第六号による届出書を地方農政局長に提出しなければならない。
二	令第十条第三号又は第四号に規定する者以外の者の個人的使用に供するために非商業的に輸出される米穀
	（米穀の輸入数量の届出）
第二十四条	令第十条第八号の農林水産省令で定める米穀は、次に掲げる米穀とする。
一	国際緊急救助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定により派遣された国際緊急救助隊又は国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の規定により派遣された国際平和協力隊に送付される米穀
二	令第十条第三号又は第四号に規定する者以外の者の個人的使用に供するために非商業的に輸出される米穀
	（納付金の納付を要しない麦等の用途）
第二十五条	令第十三条第三号の農林水産省令で定める用途は、国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第三条の登録を受けたホテル業を営む者によるその登録に係るホテルにおける使用とする。（准用）
第二十六条	第二十一条の規定は、法第四十五条第二項の納付金について令第十四条において準用する令第八条の納付金の納付手続について準用する。この場合において第二十一条第一項中「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第七号」と、同条第三項中「確認できる書類」とあるのは「確認できる書類（関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第三項に規定する特別特恵受益国を原産地とする麦等の輸入を行おうとする者にあっては、確認できる書類及び当該麦等の原産地を証明した書類」と、同条第四項中「別記様式第三号」とあるのは「別記様式第八号」と、同条第五項中「別記様式第四号」とあるのは「別記様式第九号」と読み替えるものとする。
	（米穀の出荷又は販売の事業の届出）
第二十七条	法第四十七条第一項の農林水産省令で定める規模は、当該年度の米穀の出荷予定数量若しくは販売予定数量又は前年度の米穀の出荷数量若しくは販売数量のいずれか大きい数量が二十精米トンであることとする。
二	法第四十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十号による届出書を地方農政局長に提出しなければならない。
三	法第四十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第二号による届出書を同項の規定による届出時点における年間出荷予定数量又は年間販売予定数量とする。

4 第一項及び前項の出荷予定数量、販売予定数量、出荷数量及び販売数量には、自ら生産した米穀であつて、法第四十七条第一項の規定による届出をした者に出荷し、又は販売するものの数量は含まないものとする。

5 法第四十七条第二項又は第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十一号又は第十二号による届出書を地方農政局長に提出しなければならない。

(届出事業者の帳簿)

第二十八条 法第四十八条の規定による帳簿の記載事項は、次に掲げるとおりとする。

一 米穀の種類別の出荷数量又は販売数量（自ら生産した米穀であつて、法第四十七条第一項の規定による届出をした者に出荷し、又は販売するものの数量は含まない。）

二 自ら生産した米穀のみの出荷又は販売を行う者以外の者にあっては次に掲げる事項

イ 米穀の種類別の出荷若しくは売渡しの委託を受けた数量又は買受数量

ロ 米穀の種類別の在庫数量

2 前項の帳簿は、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了しないなければならない。

3 第一項の帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して三年間保存しなければならない。

4 第三十一条 法第五十一条の調査は、主要食糧の生産量、販売量、購入量、消費量等につき行うものとする。

(身分を示す証明書)  
農林水産大臣は、令第十五条第一項の規定により主要食糧の交付を受けた者が交付の条件に違反し、その他不正の行為をしたときは、その者に対し、主要食糧の価格に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。  
(調査)

第五十条 法第五十一条の調査は、主要食糧の生産量、販売量、購入量、消費量等につき行うものとする。

(身分を示す証明書)  
第三十一条 法第五十二条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式第十三号によるものとする。

(都道府県知事の行う勧告の内容等の報告)  
第三十二条 令第十七条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 勧告又は命令をした米穀の出荷又は販売の事業を行う者の氏名又は名称及び住所  
二 勘察又は命令をした年月日  
三 勘察又は命令の内容  
四 その他参考となるべき事項

2 令第十七条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 報告を求め、又は立入検査を行つた業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工又は製造を行ふ者（以下「主要食糧出荷等事業者」という。）の氏名又は名称及び住所  
二 報告を求め、又は立入検査を行つた年月日  
三 報告の徴収又は立入検査の結果  
四 その他参考となるべき事項

(権限の委任)  
第三十三条 法及び令に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、地方農政局長（北海道にあつては、北海道農政事務所長）に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第五条第一項並びに令第四条第一項及び第三項の規定による権限  
二 法第三十五条及び第三十六条の規定による権限  
三 法第四十七条の規定による権限

四 法第五十二条第一項の規定による権限（法第七条の三の規定の施行に関するものを除く。）  
五 令第八条第一項、第四項及び第六項（これらの規定を令第十四条において準用する場合を含む。）の規定による権限

一 法第七条の三第一項の規定による勧告（米穀の出荷又は販売の事業を行う者であつて、その主たる事務所並びに販売所、事業所及び倉庫が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるもの（次号において「地方出荷販売事業者」という。）に関するもの（令第十七条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの）を除く。）に限る。）当該地方農政局の長

2 法第七条の三第一項の規定による前号に定める地方農政局長の勧告（令第十七条第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がした勧告を含む。）に係る法第七条の三第二項の規定による命令（地方出荷販売事業者に関するもの（令第十七条第一項本文の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係るもの）を除く。）に限る。）当該地方農政局の長

3 法第五十二条第一項の規定による主要食糧出荷等事業者に対する報告の徴収（法第七条の三の規定の施行に関するものに限る。）当該主要食糧出荷等事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

4 法第五十二条第一項の規定による主要食糧出荷等事業者に関する立入検査（法第七条の三の規定の施行に関するものに限る。）当該主要食糧出荷等事業者の事務所、営業所、販売所、事業所、倉庫又は工場の所在地を管轄する地方農政局長

附 則 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成七年四月一日から施行する。  
附 則 平成七年一〇月一八日農林水産省令第五六号 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、法の施行の日（平成七年十一月一日）から施行する。  
第二条 次に掲げる省令は、廃止する。  
一 食糧管理法施行規則（昭和五十七年農林水産省令第一号）  
二 政府に売り渡すべき米穀に関する政令第五条の二の手続を定める省令（昭和四十三年農林省令第五十三号）  
三 食糧緊急措置令施行規則（昭和二十一年農林省令第十号）  
三 食糧緊急措置令施行規則（昭和二十一年農林省令第十号）  
(自主流通米とみなされる米穀)  
第三条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第三百五十五号。附則第五条において「新令」という。）附則第四条の農林水産省令で定める米穀は、前条の規定による廢止前の食糧管理法施行規則（以下「旧規則」という。）別表第二第一号の規定により売り渡された米穀とする。  
(計画出荷米以外の米穀に係る届出に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の日前に旧規則別表第一第一号の三の規定により食糧事務所の長の承認を受けた特別栽培米流通計画に従つて売り渡される同号の特別栽培米については、当該承認に係る申請を第十四条の規定による届出書の提出とみなす。  
(氏名等の変更の届出に関する経過措置)

第五条 この省令の施行の際に新令附則第一条の規定による廢止前の食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号。以下「旧令」という。）第五条の二第一項第一号又は第二号の事項に変更があった者に係る旧規則第四十条の規定による届出については、なお従前の例による。



**附 則** (平成二〇年三月三日農林水産省令第一二一号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年一月二八日農林水産省令第七三号) 抄

- (施行期日)  
1 この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

**附 則** (平成二一年一月五日農林水産省令第六二号)

- この省令は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一  
年法律第二十七号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十二年四月一日）か  
ら施行する。

**附 則** (平成二二年八月二六日農林水産省令第四八号)

- (施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成二二年一〇月一日農林水産省令第五四号)

- この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

**附 則** (平成二三年八月三一日農林水産省令第五二号) 抄

- (施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。

(経過措置)

- 第三条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定により従前の農林  
水産省の機関に対してされる送付その他の行為は、この省令の施行後は、改正後のそれぞれ  
の省令の相当規定により相当の農林水産省の機関に対してされた送付その他の行為とみなす。

**附 則** (平成二四年六月二八日農林水産省令第三八号)

- この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

**附 則** (平成二七年九月一五日農林水産省令第七〇号) 抄

- (施行期日)  
第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」とい  
う。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用  
することができる。  
(罰則に関する経過措置)

- 第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号)

- (施行期日)  
第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）か  
ら施行する。

(経過措置)

- 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」とい  
う。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用  
することができる。

**附 則** (令和二年一一月二一日農林水産省令第八三号)

- (施行期日)  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**（経過措置）**

- 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」とい  
う。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用  
することができる。

## 別記様式第1号 (第3条関係)

米穀の生産調整に関する方針認定申請書

年 月 日

地方農政局長 殿

作成者 住 所  
氏 名  $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあっては、名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right.$ 

米穀の生産調整に関する方針について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第5条第1項の規定に基づく認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

## 米穀の生産調整に関する方針

## 1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標の設定方針

--

## 2 生産数量目標を達成するためにとるべき措置

--

## 備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 別記様式第2号 (第21条関係)

米穀等輸入納付金納付申出書  
(兼米穀等輸入納付金納付調査)

年 月 日

地方農政局長 殿

住 所  
氏 名

米穀等の輸入に係る納付金を納付することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 輸入港及び積出港  
2 輸入の時期  
3 輸入に係る米穀等の種類及び数量並びに納付金の単価及び額

種類 (品名)	(参考) 関税番号	正味数量 (kg)	納付金単価 (円/kg)	納付金額 (円)
納付金額計				
				受 理

(注) 上記申出内容に変更があった場合は、速やかにその旨を申し出てください。

## 別記様式第3号 (第21条関係)

米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書  
(兼納付金増減額算定調書)

年 月 日

地方農政局長 殿

住 所  
氏 名

年 月 日付けで提出した米穀等の輸入に係る納付金の納付申出書の記載事項の変更について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 輸入港及び積出港

2 輸入の時期

3 輸入に係る米穀等の種類及び数量並びに納付金の単価及び額

区分	種類 (品名)	(参考) 関税番号	正味数量 (kg)	納付金 単価 (円/kg)	納付金額 (円)	変更申出により増 加又は減少する納 付金額 (円)
変 前						
更 後						
変 前						
更 後						
納付金増減額						受 理

## 別記様式第4号 (第21条関係)

米穀等輸入納付金決定通知書

年 月 日付けで提出された米穀等の輸入に係る納付金の納付申出書(納付に係る変更申出書)については記載事項に誤りがあると認められたため、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第8条第6項の規定に基づき、下記のとおり納付金の額を決定したので通知します。

年 月 日

住 所  
氏 名 殿

地方農政局長

記

種類 (品名)	(参考) 関税番号	正味数量 (kg)	納付金単価 (円/kg)	納付金額 (円)
納付金額計				

## 別記様式第5号甲 (第22条関係)

米穀の輸入に関する届出書  
(個人用以外の用途として輸入する場合)

年 月 日

地方農政局長 殿

住 所

氏 名 法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名

米穀を個人用以外の用途として輸入することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第35条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 積出国
- 2 輸入の時期
- 3 輸入数量 kg
- 4 用途 救援用・学術研究用・標本用・見本用(博覧会等用)  
見本用(注文取集め用)・その他( )
- 5 その他
  - (1) 救援用の場合
    - 入手先・送付先
    - 学術研究用・標本用・見本用(博覧会等用)の場合
    - 研究(展示)場所・研究(展示)内容
    - その他の場合
    - 具体的な内容

## 別記様式第5号乙 (第22条関係)

米穀の輸入に関する届出書  
(個人用として輸入する場合)

年 月 日

地方農政局長 殿

ふりがな 本邦に住所を有しない者に  
あつては、国籍及び旅券番号

ふりがな  
氏 名

米穀を個人用として輸入することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第35条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 積出国
- 2 輸入の時期
- 3 今回の輸入数量 kg
- 4 輸入を行う日からさかのぼって1年間に個人用として輸入した数量の合計  
(今回分を含む。) kg  
(注) 輸入を行う日からさかのぼって1年間に個人用として輸入した数量の合計には、関税及び納付金を支払って輸入した数量は除いて記入すること。

## 別記様式第6号 (第23条関係)

米穀の輸出に関する届出書

年 月 日

地方農政局長 殿

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

米穀を輸出することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第36条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 仕向国 : \_\_\_\_\_  
 2 輸出の時期 : \_\_\_\_\_  
 3 輸出数量 : \_\_\_\_\_ kg  
 4 用途 : 救援用・学術研究用 ・標本用  
     見本用(注文取集め用) ・商業用  
     その他 ( )

## 別記様式第7号 (第26条関係)

麦等輸入納付金納付申出書  
(兼麦等輸入納付金納付調査)

年 月 日

地方農政局長 殿

住所  
氏名

麦等の輸入に係る納付金を納付することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第14条において準用する第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 輸入港及び積出港  
 2 輸入の時期  
 3 輸入に係る麦等の種類及び数量並びに納付金の単価及び額

種類 (品名)	(参考) 関税番号	正味数量 (kg)	納付金単価 (円/kg)	納付金額 (円)
納付金額計				
受 理				

(注) 上記申出内容に変更があった場合は、速やかにその旨を申し出でください。

## 別記様式第8号 (第26条関係)

麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書  
(兼納付金増減額算定調書)

年 月 日

地方農政局長 殿

住 所  
氏 名

年 月 日付けで提出した麦等の輸入に係る納付金の納付申出書の記載事項の変更について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第14条において準用する第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 輸入港及び積出港  
2 輸入の時期  
3 輸入に係る麦等の種類及び数量並びに納付金の単価及び額

区分	種類 (品名)	(参考) 開税番号	正味数量 (kg)	納付金 単価 (円/kg)	納付金額 (円)	変更申出により増 加又は減少する納 付金額(円)
変 前						
更 後						
変 前						
更 後						
納付金増減額						
受 理						

## 別記様式第9号 (第26条関係)

麦等輸入納付金決定通知書

年 月 日付けで提出された麦等の輸入に係る納付金の納付申出書(納付に係る変更申出書)については記載事項に誤りがあると認められたため、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第14条において準用する第8条第6項の規定に基づき、下記のとおり納付金の額を決定したので通知します。

年 月 日

住 所  
氏 名 殿

地方農政局長

記

種類 (品名)	(参考) 開税番号	正味数量 (kg)	納付金単価 (円/kg)	納付金額 (円)
納付金額計				

## 別記様式第10号(第27条関係)

米穀の出荷又は販売の事業の開始届出書

年 月 日

地方農政局長 殿

届出者 商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては代表者の氏名)  
住 所  
電話番号( ) -

米穀の出荷又は販売の事業を行いたいので、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第1項の規定により、届け出ます。

主たる事務所の所在地	電話番号( ) -
------------	-----------

事業開始予定期	年 月
---------	-----

届出時点での年間の出荷又は販売予定数量	約	精米トン
---------------------	---	------

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 主たる事務所については、法人にあっては、本社業務を行っている住所とする。
- 3 事業については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則第27条第1項に規定する数量以上を取扱う事業をいう。
- 4 出荷又は販売予定数量については、「精米=玄米×0.91」で換算する。

## 別記様式第11号(第27条関係)

米穀の出荷又は販売の事業の届出事項の変更届出書

年 月 日

地方農政局長 殿

届出者 商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては代表者の氏名)  
住 所  
電話番号( ) -

米穀の出荷又は販売の事業の届出事項に変更がありましたので、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第2項の規定により、届け出ます。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

変更事項	
変更前	
変更後	

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 変更事項の欄には、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第1項各号に掲げる事項のうち、変更した事項を記載すること。

## 別記様式第12号(第27条関係)

米穀の出荷又は販売の事業の廃止届出書

年 月 日

地方農政局長 殿

届出者 商号、名称  
氏 名  
(法人にあっては代表者の氏名)  
住 所  
電 話 番 号 ( ) -

米穀の出荷又は販売の事業を廃止したので、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第3項の規定により、届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
-------	-------

廃止の理由	
-------	--

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 廃止の理由において、合併、経営譲渡等廃止後の当該事業について承継先がある場合は、具体的に記述すること。

## 別記様式第13号(第31条関係)

## 表

第 号	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第52条 第2項の立入検査をする職員の身分証明書
官 職	年 月 日 生
氏 名	年 月 日 発行
写 真	
発行者名	

## 裏

## 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(抄)

(報告及び立入検査)

第 52 条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構若しくはセンターやその他業として主要食糧の出荷、貯蔵、輸入、加工若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県が処理する事務等)

第 53 条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととことができる。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任することができる。

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 B 8 とすること。

2 発行者は、農林水産大臣、地方農政局長、北海道農政事務所長又は都道府県知事とする。